

離婚及び入籍（子の氏の変更）等手続きのご案内

■離婚届

〔必要なもの〕

☐ 離婚届

※ 今後も婚姻中の氏を称するとき（旧姓に戻らない場合）は「離婚の際に称していた氏を称する届」も必要です。

※戸籍謄本の添付は不要です。

■離婚後、子をご自分（親権者）の戸籍へ入籍させる手続き

子の住所地の家庭裁判所の許可が必要です。

① 家庭裁判所への許可申請

〔必要なもの〕

☐ 子の戸籍謄本（親権事項の記載されたもの）

☐ 母の戸籍謄本（離婚事項の記載されたもの）

☐ 印鑑

☐ 収入印紙（子1人につき800円）

☐ 連絡用郵便切手（84円）

《お問い合わせ先》

子の住所が知多5市5町の場合
半田市宮路町200番地の2
名古屋家庭裁判所 半田支局
Tel0569-21-0354

② 入籍届（家庭裁判所の許可が下りたら市区町村役場へ提出します。）

〔必要なもの〕

☐ 入籍届

☐ 子の氏の変更許可書

※戸籍謄本の添付は不要です。

《お問い合わせ先》

阿久比町役場住民福祉課
戸籍住民係
Tel0569-48-1111 内線 1115・1113

■以下の制度に関しても、離婚・入籍等により手続きが必要なことがあります。

制 度	手続き窓口
国民健康保険	国保年金係
国民年金	国保年金係
母子家庭等医療費	福祉医療係
児童扶養手当・児童手当・保育園	子育て支援係
児童・生徒の保護者変更	学校教育係

* 上記以外の手当等についてはお尋ねください。

* 阿久比町に住所がない方は、住所地の市区町村役場担当課へお尋ねください。